## 株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 宮城山形北部風力発 電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年7月17日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 宮城山形北部風力 発電事業環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメント に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事及び山形県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

### (参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場所:宮城県加美郡加美町、大崎市、山形県最上郡最上町及び尾花沢市

原動力の種類:風力(陸上)

出 力:最大300,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

#### <計画段階環境配慮書>

計	画段	階	環	境	配	慮	書	受	理	令和	元年	6月	4 ⊟	
環	境	大	臣	Ţ	意	見	j	受	理	令和	元年	8月2	2 3 ⊟	
経	済 産	業	大	. [	巨力	意	見	発	出	令和	元年	8月3	8 O E	

#### <環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 1月20日
住民意見の概要等受理	令和 2年 4月10日
宮城県知事意見受理	令和 2年 7月10日
山形県知事意見受理	令和 2年 7月10日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 7月17日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内 電話03-3501-1742 (直通)

# 株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)宮城山形北部風力発電事業環境影響 評価方法書」に対する勧告内容

- 1. 事業区域に含まれる緑の回廊については、動植物の移動経路として、森林等の連続性が確保される必要があるため、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
- 2. 事業区域の近傍で計画されているダム事業や風力発電事業との累積的な環境影響について、調査、予測及び評価を実施すること。
- 3. 鳥類の調査に当たっては、ラインセンサス、ポイントセンサスも実施するなどして、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

(宮城県知事及び山形県知事からの意見書の写しを添付)